

平成 28 年

南三陸町議会会議録

第4回臨時会 5月13日 開会  
5月13日 閉会

南三陸町議会

平成 28 年 5 月 13 日 (金曜日)

第 4 回南三陸町議会臨時会会議録

平成28年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成28年5月13日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長補佐兼 戸籍住民係長	山内裕一君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君

#### 事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志

総務係長  
兼議事調査係長

畠山貴博

---

議事日程 第1号

平成28年5月13日（金曜日）

午前9時59分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて
  - 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて
  - 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて
  - 第 8 議案第 77 号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 9 議案第 78 号 南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 10 議案第 79 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 11 議案第 80 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 12 議案第 81 号 字の区域の変更について
  - 第 13 議案第 82 号 工事請負契約の締結について
  - 第 14 議案第 83 号 業務委託契約の締結について
  - 第 15 議案第 84 号 財産の取得について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

第4回の、新年度になっての初の臨時会でございます。どうぞ本日もよろしくお願ひいたします。

本会議開催前に、当局より4月1日付人事異動に伴い議場出席課長等に異動があり、議会に紹介したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは異動のあった議場出席の管理職等につきましてご紹介申し上げます。

危機管理課長佐藤修一、前職は教育総務課長です。総合支所長兼地域生活課長阿部修治、前職は学校給食センター所長です。教育総務課長菅原義明、前職は生涯学習課長です。生涯学習課長阿部明広、前職は危機管理課長です。総務課長補佐大森隆市、前職は教育総務課主幹兼総務管理係長です。なお、本日、町民税務課長は忌引のためお休みしてございますので、かわりに町民税務課長補佐の山内裕一が出席しております。

以上でご紹介を終わります。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がありこれを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番及川幸子君、4番小野寺久幸君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成28年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

平成28年第3回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げさせていただきます。

初めに、熊本地震による被災地への職員派遣等についてご報告を申し上げます。

去る4月16日、熊本県を震源とする大地震と、たび重なる前震・余震により、熊本県内を中心家屋の倒壊や土砂災害による大規模な災害が発生いたしました。この場をお借りいたしまして、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災により避難生活を余儀なくされている多くの方々にお見舞いを申し上げます。

東日本大震災の被災に際し、多くの方々からの暖かなご支援により勇気と希望を与えられました町としましては、被災地情報が錯綜する中、でき得る支援を模索するため、4月20日からの3日間と27日からの3日間、熊本県から支援を要請された益城町を中心に職員を派遣し、さまざまな支援のあり方について現地状況の把握を行ってまいりました。

派遣された職員からは、避難所を中心に余震による影響で混乱が生じ、局的に各種インフラも壊滅的な被害を受けているため行政機能が停滞しており、被災対応が長期にわたる可能性があることから、息の長い人的支援が必要であるとの報告を受けました。しかしながら、復興途上の当町にとりましては長期の人的支援は困難な状況であり、今後においては、行政機能の再生に向けたさまざまな取り組みについて助言等を行い、益城町を側面から支援する

こととなりました。

今後とも、熊本地震による各種情報に注目し、益城町の復興にとりまして必要なノウハウを提供するなど、持続可能で効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、三陸沿岸道路、登米志津川道路三滝堂インターチェンジの開通式についてご報告を申し上げます。

現在、国土交通省が整備を進めております三陸沿岸道路、登米志津川道路のうち、登米東和インターチェンジから三滝堂インターチェンジ間の2キロメートルの区間の整備が完了し、このたび開通の運びとなり、4月16日に開通式がとり行われました。本区間の開通は、震災から5年目という節目の年に復興道路として宮城県内初の延伸開通であり、復興の加速化を図る上でその整備効果を大いに期待するものであります。

また、登米志津川道路、三滝堂インターチェンジから志津川インターチェンジの区間、南三陸道路、志津川インターチェンジから（仮称）南三陸海岸インターチェンジの区間につきましても、現在整備がすすめられており、今年度中の供用開始が予定されておりますが、一日も早い供用を開始できるよう、今後とも関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、長野県原村との災害時相互応援協定についてご報告を申し上げます。

今月2日、長野県原村役場において、本町に対し職員派遣など、これまでにも多大なご支援・ご協力をいただいている原村様との間による災害時における相互応援協定を締結いたしました。

この協定は、大規模災害等の発生時において、相互に協力し、被災した相手方の早期の応急・復旧対策の展開に資することを目的として締結したものであり、同様に本町が相手方を一の自治体として締結する相互応援協定のうち、消防の相互応援協定を除いては、山形県庄内町様、長崎県南島原市様、佐賀県多久市様、鹿児島県伊佐市様との締結に続く5例目となるものであります。

宮城、東北の枠を越える遠隔地との協定締結は、東日本大震災にみるまさに大規模な災害時においては、非常に心強くかつ有効なものでありますことから、今後におきましても協定の内容が円滑に運用されるよう、相手方市町村との連携を密に、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

---

午前10時49分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（星 喜美男君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年3月31日付で専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） それでは、承認第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案書は、3ページから15ページまでとなります。

内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきます。議案関係参考資料の7ページをごらんください。

まず、条例改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が公布され平成28年4月1日に施行されることに伴い、個人町民税、法人町民税、軽自動車税及び固定資産税等の改正及び課税特例の延長を行うため、細目を定める必要があるころか

ら、南三陸町町税条例等の一部を改正したものです。

今回の改正は、国から示された条例の例をもとに、現行の条例の改正を行うとともに、昨年、一昨年に承認をいただいた一部改正条例の附則について改正するものであります。

条文等の詳細は、議案関係参考資料の新旧対照表でご確認いただくこととし、見出しの2番の主な改正内容に移ります。

全体としては、3月の臨時会終了後の全員協議会においてご説明させていただいた内容と変わらないものです。(1)の個人町民税ですが、これは前回説明を省いた部分ですが、医療費控除の特例が創設されたということです。

9ページをごらんください。

適切な健康管理のもとで医療用薬品から代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額についてその年分の総所得等から控除するというもので

す。

また7ページにお戻りください。

施行日は平成30年1月1日です。

(2) 法人町民税ですが、法人町民税のうち法人税割部分の税率を引き下げる改正であります。法人税割については、既に平成26年度の改正により12.3%の税率を現行の9.7%まで引き下げており、この引き下げ相当分に対応した新たな税として地方法人税が創設されました。地方法人税は国税となります。この税収分を地方交付税の原資とし、再配分するという仕組みでございます。今回はこれをさらに推し進め、税率を9.7%から6%に引き下げるというものです。なお、施行日は消費税率が10%になる平成29年4月1日とするものです。

(3) の軽自動車税ですが、新たに環境性能割を設ける改正を行うとともに、従来の軽自動車税について種別割として区分する改正を行いました。環境性能割というのは、現行の自動車取得税の課税対象と同一となるもので、取得額の2%を税率の上限とする改正であります。環境性能割の税率等の詳細につきましては、参考資料の12ページをごらんください。

7ページに戻らせていただきます。

軽自動車税につきましては、あわせて現行のグリーンカー特例の適用を1年間延長しております。これは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初回の車両番号指定を受けた環境性能基準に適合する三輪以上の軽自動車に適用するもので、平成29年度の税額が1年限

り軽減されるというものです。施行につきましては、法人町民税の施行と同様の平成29年4月1日となります。

(4) の固定資産税ですが、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に関する改正が主な内容となっております。いずれも従来法律で定められていた課税標準の特例措置について減額の程度などを地方自治体の条例に委任することにより、地域の実情に応じた政策展開が可能となるような取り組みを進めるもので、今回計5件を制定するものです。いずれも既に地方税法で定められていた項目で、その特例の期間が平成28年3月31日で終了となるため、その特例期間を延長する際にわがまち特例を導入し減額の程度を定めたということです。

8ページにそれぞれの項目ごとの税額の程度を示しております。いずれも、国の示す標準の割合を減額の程度としております。

改正条文については、冒頭に申し上げましたが、議案書の3ページから15ページに記載されましたとおりでございます。

議案関係参考資料13ページから45ページまでが新旧対照表でございます。

ただいま申し上げた改正内容を比較したものでございまして、ここまでにご説明申し上げた内容のほかに、法制のあった町民税などで延滞金の計算期間の見直しの規定や、番号法に対応した既定の追加、また、字句の訂正や条ずれによる条文の改正等も含まれております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

関係資料の9ページの説明なんですかけれども、この制度についてなんですかとも、セルフメディケーションという片仮名文字なんですかとも。要するに薬を買って飲みなさいと、そうしたら1万2,000円以上10万円までは所得控除しますというような内容だと理解したんですけれども。この制度ができたときに、病気を持っている人あるいは病気になりたくない人がどのような行動をとるかというのが、精査してみないとわからないと思うんですけれども。

この法律から見えてくるものでは、要するに国が健康保険に出す国の医療費を抑制するのが目的みたいな、狙っているんじゃないかというのは感じるんですけども、この法律が施行されてそういうふうになったときに、どのようなことが予想されるのかというは、難しいでしようかね、そこを一つお伺いしたいと思います。

それと、細かい内容ですけれども、要するに適切な健康管理のもとでとありますけれども、この健康管理、健診とか何かを受けていなくて、あるいは病院にも行かなくて、自分で薬を買ったと。その場合はダメですよみたいなこともありますので、その辺、制度としてどうなのかという疑問があると思います。

それから、法人住民税、法人税割、10ページですけれども、前にもお伺いしたかと思いますけれども、これは、来年の4月の消費税値上げを今予定していると、でも巷間言われていますのは、再延期じゃないかと言われていて、その際にこの割合がどのようにかわっていくと思われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） 医療費控除の関係なんですけれども、この制度の中身につきましては、今まで医薬品のみでは該当がなかった方を対象にして、自己管理のもとに健康管理をする人のためにつくられたものとなっておると制度上は考えられるかと思います。

あと、適切な健康管理をしていない方はという条件がついておりますけれども、制度としてはやはり健康診断等受けられた方というのがついておりますので、この要件通りかと思います。

法人税の、消費税の関係なんですけれども、こちらは私の立場ではちょっとわからないものでございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 2点目の、地方法人税の関係のご質問でございますけれども、まず、26年の4月に消費税が5%から8%に引き上げられた段階で、この新しい税制が誕生したというのは小野寺議員ご承知のことだと思いますけれども、名称は地方法人税といつても国税でございまして、当時の税率が4.4%でまずスタートいたしました。その段階で法人税割、地方税については国と県で当時17.3%の税率を逆に4.4%引き下げて12.9%にまずしております。したがいまして、地方税収が減った分、その財源については100%交付税で特会で繰り入れて地方に配分することによって、一般財源の総額に影響がないような形で一応制度は創設されてございます。それが、来年消費税がもし10%に引き上げることと連動して、地方法人税率を現行の12.9%、これは県と町合わせですけれども、これを今度は7.0%に引き下げ

る。地方法人税率については逆に4.4%から10.3%に引き上げるということで、その差額5.9%、国税を5.9%引き上げて地方税を5.9%下げる。いずれにしても、ふえた分の地方法人税については交付税の特別会計に直接繰り入れて、それを市町村の財源にして後で交付する形になりますけれども。参考までに、平成27年度は地方法人税の交付税に繰り入れた額が4,770億円、28年度が6,365億円。ただ、全体の交付税総額が16兆7,000億円がことしなんですけれども、現実の、27年度と比較して0.3%ぐらい交付税の総額は減っているということでございますので、制度的、理論的には地方税と国税のバランスをイコールにはしてございますけれども、来年度もし消費税が引き上げられなければ、現行の地方法人税率で推移するということでございますので、全体的な交付税の総額、どのように影響を及ぼすかは来年度の予算編成にかかわってくことでございますけれども、町としては大きく影響は及ぼさないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今言いました法人税の、住民税のことですけれども、今お答えになつていたようすでありますけれども、これによって町に入るお金が大きく変わることはないということでおろしいでしょうか。

それと、先ほどの医療費の、薬の問題ですけれども、結果的に我々の薬に使うお金がふえるんじやないかと私は予想するんですけども。これまでも、いわゆる市販の薬も控除の対象になっていたわけですので、こういうやり方で病院に行かなくてもいいですよみたいな、健診を受けておけばいいですよみたいなやり方というのは、どういうものかと思うんですけども、町長のその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、仮に地方法人税率が引き上げられると当然国税収入は増えますので、その分の総額が交付税の特会に組み入れられることは間違いないんですけども。ただ、最終的に交付される段階での出口ベースで、本年度以上の交付税総額というのが確保できるのかというのはいささかこれは疑問符を秘してございますので。恐らくそのような調整はなされないで、ふえた財源については、交付税特会が他の資金から借り入れている部分について返済額を大きくしたりして、市町村へ交付する総額については調整を加えて、28年度当初と比較して大きく変動はしないだろうと考えてございますので、それに見合った形で市町村への交付となりますので、当町において本年度の算定ベースでいかほどなるか、当初予算でも計算はしてございますけれども、来年度大きく変動はすることはないんだろうと考

えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問でございますが、影響がどのようになっていくかということについては、今後我々としてもその辺はしっかり調査をしなきやいけないと思ってございますが。現状としてどのような影響を及ぼしていくかということについては、大変申しわけございませんが、私としてもちょっと把握はしてございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

参考資料の7ページなんですかけれども、（3）軽自動車税環境性能割ということなんですか  
れども、これは来年の4月からということで、現時点では関係ないのかもしれませんけれども。  
昨今自動車の燃費の問題が出ていますけれども、それに関して今回の条例改正には影響  
ないとは思うんですけど、そのほか、町にとって、先日も自動車税の通知がきましたけれども、  
普通車等に関しても今回の事件と申しますか、発覚に対しての影響みたいなのがある  
かどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） その件に関しては、ちょっとわからないというのが正直な  
ところでございます。（「誰か回答できるの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この案件が、普通車とどう関係てくるかということでおろしいん  
でしょうか、今回、軽自動車についての考え方であって、普通自動車、あと大きなものはこ  
れは県税になりますので、町のほうとしてはそれがどのような燃費と自動車税の税収に関係  
があるかというのは、ちょっと把握はしてございません。あくまで宮城県というそのスキ  
ムになると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんけれども、本来環境性能に  
適しているという車の税率が実はそうでなかつたというそういうったときに起きる影響という  
部分をお聞きしたかったですけれども。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、普通車と言ったんじゃないの。町が扱っているのは軽自動  
車ということだと思うんだけれども、その辺はどうなんですか。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今回、条例改正は軽自動車ですかとも、町の人が納める税金なんです

が、県とかに納めるんですけれども、そういう関連の中で影響が出るのかでないのかってそういうことをお聞きしたかったんですけども。例えば、環境性能に適したというような感じのやつがそうでなかったという場合は税率見直しになるのか。もともとなつてないっていうのかどうか、私もそこちょっと調べあぐねたのでお聞きしていたんですけども。納める税金に影響がなければいいんですけども。あるのかないのか、そういう部分も重要なと思いましたので、今回このような質問をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時28分 休憩

---

午前11時29分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 税制の改正によって、自動車取得税のかわりに環境性能割税が来年度に創設されることになりますけれども、当然、あくまでも自動車の取得段階での課税でございますので、その取得した自動車の性能は、当然現段階で表記されている部分で判断されると思いますけれども。昨今国内をにぎわせている排気ガス等の不正な取り扱いについては、いずれその部分がしっかりと公表された段階で、国のはうでどのような扱いをされるかわかりませんけれども、当然それに見合った形で改正がなされるんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 町民税務課長補佐さん、ご苦労さまでございます。非常に、こういう場面はないものと理解して、いわゆる質問を受けることを光栄に思って、ひとつ聞いていただきたいと思っております。

それで今、今般の税制改正でございますが、4点ほどあるわけでございますが、まず個人町民税、そのセルフメディケーション、今まで風邪薬とか一般的ないわゆる治療薬というか、そういうものが対象になっていたと理解しておるわけでございますが、今度は何か見ますと水虫とかいろいろありますけれども、いわゆる拡大されたと解釈してよろしいんでしょうかね。それと、本来の医療費控除、いわゆる10万円以上という部分がございますね。それとはどういう因果関係というか、別枠なのかということを確認したいと思います。

それから、法人住民税でございますが、総務課長の説明によりますと我が町にとっては大きな影響はなしということでございます。5.9%、地方の分を削って国のはうに回すと、その原資が地方交付税に回すんだと、理屈はわかるんですが、今、我が町にとっては、いわゆる被

災バブルではないんですが、法人町民税非常に堅調でございますね。そういう場合に果たして、プール化するという考え方なんでしょうけれども、果たして我が町にとってどういうふうな影響が出るのか出ないのか。影響がないということでございますが、その辺の考え方を。

それから、もう1点ですが、自動車税ですね。環境性能割の創設ということで、いわゆる環境対策の一環ということなんでしょうが、環境税との絡みというのには何かあるんでしょうか。その辺を。

それから、もう1点、固定資産税の改正でございますが、8ページに具体的な減額の程度とあります。国の標準割合によってという形でございますが、この客体物件ですね、こういうものが当町でどれぐらいあるのか。どれぐらい、減額した場合に影響を受けるのか、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 地方法人課税の部分につきましては、税収は確実にその部分は減少するのは当然でございますので、そうしますと国税上は基準財政収入額が減少いたしますので、需要額が変わらないのであれば交付税の額がふえるというかたちになります。ただ、この制度そのものが、いわゆる地方と都市部での財源の偏在是正を行うといったことでございますので、当然都市部のほうが法人税割税収が多い形でございますので、都市部で吸収した国税の部分を地方へ配分すると、そういった理論のもとに今回税制改正がなされてございます。対年度の国税の算定で、あくまでも地方法人課税の部分が財源として国税上入ってまいりますけれども、全体枠として国税額がどれだけふえるのかといのはいささか疑問点もございますので、本年度の算定をもとにいざれまた来年度の予算編成する段階で新しく財源がふえた部分についてどのような形で財務省、総務省で判断するか、なかなか読めないところでございますけれども、そういった全体の地方財政計画をもとにしっかりとした計算をして、国税の額を見極めていきたいという形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） まず、セルフメディケーションの推進の取り組みの医療費控除の関係ですけれども、対象薬品については、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された薬品というということで指定されておりますので、どの薬でもいいということではございません。それで今回、医療費控除の特例という形で設けられておりまして、一般の10万円以上が控除になる医療費控除とは併用はできませんので、どちらかを選択していただくことになると思います。ただ、10万円以上というか、医療費控除のほうで当然薬代

は含まれますので、医療費控除10万円超える方は、このセルフメディケーションの対象の薬もそれに含めて構わないと思います。今回はお医者さんになかなかかからなくて、薬代のみがかかった人にとっては1万2,000円を超える分が対象になりますので、恩恵がかなりあるのかなと思います。

あとですね、軽自動車の環境性能割というのは、前の県税の取得税にかわるものでございまして、1回だけかかるものでございます。それで、環境税とのかかわりは特にない、政策上の話としてあるかもしれませんけれども、環境税がどうのこうのという制度ではないかと思いますので、取得税にかわるものとして、名称としては環境性能割ということで設けるかと思います。

あと、固定資産税の今回の特例なんですけれども、8ページのほうですね、各5項目あると思いますけれども、特措法に規定される設備等ということで、エネルギー関連と津波対策用の償却資産、都市再生法による認定誘導施設というふうに大きく分けて3つになっておりますけれども、当町にはこれとなる施設はないものかと思います。それで、ないと思われますので、影響額もないかと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 後ろのほうからまいります。

固定資産税、そうすると、具体に当町ではこういう施設は現在のところないと。したがって影響額がないんだということでございますね。わかりました。

それから、医療費ですが、併用できず、薬を服用して治療というか、そういうふうな病気に対して対応している方は1万2,000円以上が対象になると。ただし、その控除額は10万円以下ですよということになるわけですね。10万円以下、10万円以上は控除できないと。そうすると、今までの医療費控除の中で、この表示されている要指導医薬品がいろいろございますね、今までの医療費控除の中でこういうものも控除の対象として入れて構わないということですか。いわゆる薬を服用している方だけが1万2,000円以上、それもう少し詳しく、補佐、私わからないものですから教えてください。

それから、法人税ですか、総務課長、大体わかりましたけれども、果たしてどうなのかなと。非常にうちのほうでは法人町民税堅調でございますので、いわゆるプール化されて、都市部から地方部へというような財源の移設なんでしょうけれども、果たして具体的に当町の場合にはどうなるのかなと思ったわけでございます。施行がまだですから、これから予算編成等の検討ということになるんですが、その辺注視してひとつ臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） それでは、セルフメディケーションについてなんですかけれども、医療費控除とセルフメディケーションの特例については併用できないということなので、10万円控除を受けながら、今度は薬もということで2つとも併用できないという意味でして、医療費控除のほうに薬代を含めてやればそれは構ないので、税の控除の項目上は一つを選んでくださいということで、実質上は10万円を超える医療費のある人は薬代を追加して10万円を越えていけばその薬代のほうは控除されますので、その心配はいらないかと思います。それは1万2,000円を超えて10万円までということで、従来ですと薬代、10万円を越えなくて医療費控除の対象とならなかつた方が、新たに対象となるということですので、これは控除の幅が広がったのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（星 喜美男君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めるについて

てをご説明申し上げます。

本案は、平成28年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） それでは、承認第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案書は18ページとなります。

内容につきましては、議案関係参考資料の46ページをごらんください。

まず、条例改正の理由ですが、町税条例同様、地方税法施行令等の一部改正する等の政令（平成28年政令第133号）等の公布により、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから、今回改正となったものであります。

2番目の主な改正内容であります。

（1）ですが、国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分の3つに区分され、それぞれ課税限度額が設けられております。基礎課税分、すなわち医療分と呼ばれる部分が最も大きく、改正前の限度額が52万円に設定されています。後期高齢者医療支援分は17万円、介護納付金分は16万円となり、あわせて85万円が現行の課税限度額となります。

今回の改正では、医療部分を2万円、後期高齢者支援分を2万円引き上げ、それぞれ54万円と19万円とするものです。結果、課税限度額の合計額は4万円増の89万円となるものです。

続きまして（2）ですが、5割軽減の基準額の計算において、被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減基準額の計算においても、控除における被保険者数に乗ずる金額を現行の47万円から48万円に引き上げることとしたものです。

この2点の改正による当町における被保険者への影響ですが、平成27年度ベースで試算いたしますと、今回改正で影響を受ける限度額超過世帯は150世帯でありまして、金額にすると472万円の増額となります。一方、今回の改正により軽減される世帯は5割軽減と2割軽減合わせて23世帯ほど増加すると見込まれ、税収にすると50万円ほどの減収となる試算結果であります。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

新旧対照表では、47ページから48ページまでとなります。

以上、細部の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（星 喜美男君） 日程第7、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年3月31日付で専決処分を行った南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例及び南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） 承認第3号南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例及び南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書では、21ページでございます。

議案関係参考資料で説明させていただきます。議案関係参考資料の新旧対照表、49ページ及び50ページをお開きください。

この条例改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等の定める省令等の一部を改正する省令が、平成28年3月31日付で交付され同年4月1日付で施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正したものであります。表題のとおり関係条例は2本であり、改正条例も条建てでかえさせていただいております。いずれも、適用期限を延長させるもので、省令での適用期限が1年間延長されたことに伴う期間の延長がその改正内容となります。

参考資料のほうで、49ページ及び50ページの各条中それぞれの第2条の下線部分の期限を、平成28年3月31日から平成29年3月31日へ変更するものであり、減免の内容等については変更するものではありません。

以上、細部の説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 及川です。

それでは、この町内に復興産業集積区域内とありますけれども、この中にどのぐらいの、現在工場等建物があるのかお伺いします。そして、また、あるとすればどのぐらいの件数と額もお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） 復興特区の課税免除にかかわっている企業は、全部で13企業ございます。ただいまの課税免除で減免されている額は、13件で3,600万円余りでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 13企業で3,600万円の減収になるわけですけれども、果たして復興住宅、防集で建てた、これから住民の人たちが家を建てる時の減免は国が終われば町では考えていないということなんですけれども、そういうことらを考えてみると、これは以降5カ年度に限り固定資産税を免除するということですけれども、ここはこれから以後5年間、その後の固定資産税の減免は、ここで本当に終わってしまうのかどうか。それらもお伺いいたします。今後の町としての企業減免、13社の減免3,600万円が5年間入ってこないわけになるわけ

ですけれども、その辺を今後、それらマイナスで5年間やっていくのか、当然この条例が通ったときにはそなならざるを得ないんですけども、そのほかにここの産業集積区域内というの、そこの13社だけなのか、そこには別のものが、工場のほかに何もないのか。この13社だけなのか。どのくらいの面積なのか、場所もお伺いいたします。その区域内がどの辺になるのか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） まず、この復興特区の制度自体は、新設及び増設した設備に係るものでございまして、以降5年間ということでございますので、これはこの制度上では5年で終了となると認識しております。

復興特区の区域は、町内かなり、ほぼ全域をカバーしております、どこの場所というピンポイントではございませんので、先ほども申し上げたように新規及び増設部分ですので、従来の企業さんは該当いたしませんので、それで、この復興特区のは県のほうで認定を受けた事業でなくてはだめなので、それで認定を受けたのが13カ所ございまして、それが1カ所に集中ではなくてかくかくに点在している状況でございます。

あとは、減収に対する何というのは、ちょっと、答えを持っておりません。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま13カ所といふんですけども、その特定の場所を、わかつていいる範囲で。町内全体にという説明のようでしたけれども、13企業なのか13カ所なのか。先ほどは13カ所と、最初は13企業で、今の答弁ですと町内13カ所にというような答弁のようでしたけれども、その辺。そしてまた5年後に別な補助事業か何かを入れるようなお考えがあるのか。そしてまたこれはこれで終わりというような、先ほどの答弁で解釈してよろしいのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） 13カ所ではなく、13企業です。具体的な場所は沼田とか折立とかの工場関係の方とかおられるかと思います。

あと、別の補助については、ちょっと私はわからないので、失礼させていただきます。

○議長（星 喜美男君） ここで、答弁がちょっとあれですが、昼食のための休憩をいたします。その後に答弁をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番高橋兼次君より退席の申し出があり、これを許可しております。

3番議員に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 午前中に、及川議員から固定資産税を減免した際、先ほどの説明で3,600万円ほどの減額になるわけですけれども、その財源補償の関係の恐らくご質問だと思いますので、私のほうからご答弁申し上げますけれども。

まず、第1条関係、第2条関係、復興集積区域内での課税免除と企業立地等の区域内における課税免除、1条、2条で分かれているわけでございますけれども、基本的にこの部分で課税免除した額につきましては、地方交付税で補填される形になります。具体的には、1条関係での復興産業集積区域内での課税免除、先ほど3,600万円と申し上げましたけれども、この部分につきましては100%震災復興特別交付税で措置されます。

また、企業立地等の区域内での課税免除につきましては、普通交付税での措置になりますけれども、現実、この2条関係での実例はございませんので、現在その部分については課税免除していないという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長補佐。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） 復興特区の課税免除に指定される区域のことなんですけれども、区域として指定されておりまして、志津川市街地と入谷、中の町、鏡石周辺、戸倉地区では折立、在郷、波伝谷の区域、歌津では伊里前周辺が区域として指定されております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに質疑はございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第8 議案第77号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第77号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、伊里前保育所の地番確定に伴いその位置について変更したいため、南三陸町立保育所条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第77号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページ議案、それから23ページの改正文。議案関係参考資料におきましては、51ページの新旧対照表をごらん願います。

本案につきましては、提案理由にありますように南三陸町立伊里前保育所の土地の分筆登記が完了いたしまして、今回新たな地番が確定したため、その所在地につきまして「伊里前325番地」から「伊里前325番地5」と変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

何点か伺いたいと思います。地番変更で、こういった改正になるということはわかったんですけども、関連で2点ほど伺いたいんですけども。

実は先日、保育所のお披露目というか、そのとき言ったことで、ちょうど住宅側のほうの見学に来ていた人が言っていたことがちょっと気になったものですから、一応確認させていただきたいと思います。

実は、ぽこぽこの庭のあるところのフェンスなんですけれども、フェンスの下が結構あいて

いるみたいなので、そこの部分が保育する上で安心・安全なのかということを確認させていただきたいと思います。ぼこぼこの庭があるところ、そこの部分の安全性の確認というか、いろいろなあれがあるでしょうから。

あと、もう1点は、裏庭になるのか、芝生の部分のぼこぼこの部分なんですかけれども、私、保育に携わったことがないんですけれども、素人目には斬新な設計というか、それで、始まつたばかりの保育活動なんですけれども、順調にというか、差しさわりなく保育活動がなされているのかどうか、2点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、2点ご質問いただきましたので、私のほうから回答させていただきます。

1点目のフェンスの下の隙間なんですかね、特に現場といたしましてはそこを通り抜けて子供さん方が外に出てしまうようなことは心配ないのかなと思っております。特にフェンスにつきまして、高さもそうですけれども、問題はないのかなと考えております。

2つ目の築山につきましても、高さ的に特に高いわけでもないですし、今週オープンいたしまして、きのうが天気がよかつたので現状を確認してきたんですけれども、子供たちも元気に走り回って遊んでおりましたし、特に危険というふうなことは感じておりません。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） フェンスの関係ですけれども、下の部分が結構あいているので、園児さんというか、出ないというのはわかるんですけれども、そのほかのイノシシはいないでしょうから猫とかそういったのが簡単に入れるぐらいの、へたすると園児も出られるぐらいのスペースというか、あいているので、その部分もう一度確認していただいて、対処しないで済むのでしたらそのままで、もしあきすぎているようでしたら、何らかの措置をとっていただくと今後の保育活動に支障がないかと思われますので、こまいことですけれども、1点伺いました。

あと、ぼこぼこのあれなんですかけれども、始まつたばかりということでわからないので、もう少し状況を見ながらというか、私が素人考えで思うには、ある程度全体の中で平らな部分も少しはあったほうもいいのかなと、そういう単純な思いだけですので、今後保育活動を続けていく上で何らかの支障が、今のうち、2、3日ですけれども、未満児、歩けるぐらいの小さなお子さんたちが出て結構使っているということで、確認をしていたんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） フェンス下の空間につきましては、また再確認の上、もし危険であるようでしたら手直し等していきたいと思います。しばらく現状をみながら対処を考えたいと思います。

築山の部分につきましても、今後しばらく子供たちの活動状況をみながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

前議員に引き続きますけれども、私も1点ほど。園庭が斬新だと言えば、いい表現だと斬新なんですけれども、実用的に、未満児もいるものですから、年長さんが使うんであればいいんですけれども、そういう未満児が、小さい子が使うには走ることもできない、早く言えばぼこぼこと言ったほうがいいでしょうね、山が5つもあって。1つぐらいならまだいいんですけども、走ることもできない、そして、園庭が前と後ろと分かれて、敷地の関係だと思われますけれども。その辺、現場とよく相談してつくるようにということを再三言っているがらも、その後もこの間の落成式後にも町民の人たちに「あれは危ないよね、庭でのぼこ、山が多すぎて危ないよね」というクレームが来ております。課長は住民との、現場との声を聞いてやっているという答弁のようでしたけれども、今まで。落成式に私と後藤議員と後ろの入ってみました。入ってみるとおりの中に入った感じで、すごく高さもありますし、あの中で囲ったということは園児の安全を考えて囲ったつもりだと思いますけれども、非常に、中に入って、中から外を眺めるにはおりの中に入れられたという感想が大でした。そういうわけで、このまま引き続き園庭をそのぼこぼこの山でやっていくなんですかけれども、設計の段階では最初からあのようにになっていたのか、現場の声なのか。その辺お聞かせいただきたいと思います。それから、ずっと引き続きそれをやっていくのか、このままで通すのか、その辺お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まずもって、苦情が及川議員さんのところにきているということであれば、どちらのどなたから来ているのか、後ほどお知らせ願いたいと思います。当局に対しましては、そういった苦情等は1件もありませんし、保護者の皆様にも喜ばれているのが現状であります。築山につきましても設計段階からあいだした仕様でということで考えておりました。モデルといいますか、以前に上の山の緑地公園をご存じでしょうか、あれ以上の高さの山がございましても、余りといいますか事故等の報告もなかつたように記憶し

てございます。あの高さよりは低くして、安全性をより高めているといった状況は町として考えていたところでございますし、芝生も張ったことから、小さい子が転んでも全然けがをしないような状況ですので、かえって芝生の広場のほうで小さな子供たちが遊んでいることが、現に目にしておりますので、今後も様子を見ながら、もし何か欠陥があるのであれば、その辺は修正してまいりたいと思いますが、現状としては大丈夫だろうということで進めさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 我々大人の身長と、未満児の子供というのは大分差がある、こんな小さいんです。そういう子供の目線でいくと、我々からはさほどない山でも、上の山は不特定多数の人たちが使います、園は保育所の子供たち、未満児が主に使う園庭なんです。そういうことからして、大人目線では危険が、危ないんですよ、子供目線に立ってやらないと。ごめんなさい、大人目線からいうと危なくないんですけども、子供目線だとすごく高い山になるんです、目線がずっと下になりますから。1つぐらいだったらあたりを走ることができるけれども、あのように園庭全部がぼこぼこの築山だと走ることもできない。裏に転げ降りてもわからないでいる、そういう死角になる部分が出てきます。そういうところがありますので、誰って言われなくとも町民のそういう声がありますよということをここで伝えておきますけれども、そういう話もあります、実際。落成式に行っても、なるほどなと私も感づいてきました。議員の皆さんも中でそういう気持ちになっている人たちもいます。もう少し謙虚に考えてください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 我々も、どういった広場がいいかとか、庭がいいかということで現場の保育士さんからもご意見を伺いながら、結果としてあのような整備になったところでございますし、保育のプロの方々から大丈夫でしょうねということで、安心して今やっている現状ですので、もうしばらくはこのまま続けさせていただいて、今後において不都合なことが出てきた場合とか、そういったときには真摯に対応していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩いたします。

午後 1時26分 休憩

---

午後 1時31分 開議

○議長（星 喜美男君） 議案第78号に入る前に、議案の訂正がございますので説明をさせます。  
産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） お配りさせていただいたおりました第78号の議案に関しまして  
ですが、内容に誤りを発見いたしまして、差しかえをお願いさせていただきますことに、一  
言おわびを申し上げてお願いを申し上げます。

議案の中で、新しい市場の所在の位地につきまして、議案項目とさせていただいたおりまし  
たけれども、その地番につきまして誤りがございました。事務的な取り扱いを追って内容を  
確認したんですけども、誤りにつきましては、占用許可申請をする際に誤った地番で申請  
をしてしまい、それが関係機関を通じて許可された書類まで誤りが及んでしまっていたとい  
うことで、図面と突合して疑義をただしたところ、その議案とさせていただいた地番そのも  
のが誤りでありましたので、議案に入ります前に差しかえをお願いさせていただきたいと思  
います。膨大な震災業務の中でございますが、関係機関ともに確認が不十分であったために  
最終的に県から出てきました書類に基づいて議案を作成してしまいました。本来であれば図  
面などその他の書類ともしっかりと突合して議案を作成すべきでございました。今後は、この  
ようなミスのないように十分に注意を用いまして、努力してまいりますので、今回はどうぞ  
うよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、産業振興課長のほうから訂正のおわびを申し上げさせていただきま  
したが、本来議場に出す議案でございますので、我々もしっかりと精査をしながら皆様方に提  
出をするべきところでございましたが、今説明がありましたように間違った議案といいます  
か、地番が載っているということですので、私のほうからもおわびを申し上げさせていただき  
きたいと思います。

○議長（星 喜美男君） なお、差しかえの許可をいたしておりますので、議案を配付させます。

済みません、訂正の許可をいたしておりますので、資料を配付させます。

---

日程第9 議案第78号 南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

日程第9、議案第78号南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町地方卸売市場が本設復旧し、開設されることに伴い地番及び施設の使用料を変更したいため条例の一部を改正する条例制定について南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 議案第78号の細部説明を申し上げます。

新設いたします南三陸町地方卸売市場が、6月1日に落成を迎え、施設の運用が開始されますので、新しい市場に合わせて条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案参考資料の52ページ、南三陸町地方卸売市場条例新旧対照表をご参照願います。

改正内容につきましては、第2条名称及び位置の箱の中の位置の部分が、施設の敷地が拡張したことで現行の旭ヶ浦1番地に加えまして、改正案では6番地及び14番地、それから17番地1を追加するものでございます。

第4条第2項は、新しい施設に合わせて条文の整理を行ってございます。

同第3項及び第6条、第7条までは、実態を踏まえまして新しい市場運営に合わせまして、文言の整理や行為制限の整理などについて改正をさせていただくものでございます。

中段でございますが、使用料についてでございます。別表第7条関係についてご説明をさせ

ていただきます。市場は、卸売金額の1000分の5ということで内容は変わりございません。卸売業者事務室とその下の買受人事務室は、これまで平方メートル当たりの単価で決めてございましたが、継続的な利用でございますのでわかりやすく1室単位での面積に応じて設定をいたしました。ちなみに1平方メートル当たりで比較しますと、現行560円でございますが、新しい市場は約765円ということになります。それを当てはめて計算して設定させていただきました。

それから、新しい市場に新たに追加した施設としまして会議室がございますが、その分につきましては、使用する時間だけの料金が発生する仕組みとし、半面の場合で1時間当たり200円、全面の場合で1時間当たり400円と設定させていただきました。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの説明の中で、2点ほどお伺いいたしますけれども、第1点目は、地番なんですかけれども、1番地と6番地、14番及び17番地の1、これは代表番号で1番住所地というか旭ヶ浦1番地になるわけですか。そのほかの番号というのは、使われないような。市場の住所地の番号はどれになるのか、それが1点と、それからこれであれば、ただいま77号で保育所の位置を統合しました。そのように合筆して、統合に1番という、やるような方法をとられなかつたのか。それから、月額6万2,000円、1,000分の5ということで、月額から言えば765円高くなりました、事務室を借りる分が若干高くなりました。そしてまた、買受人の事務室が逆に月額でなく1時間半面200円と400円になりました。これは、月に直すと、現行よりも高くなつたのか、安くなつたのか。掛けば出でてくることですけれどもお伺いします。そしてまた、市場を新しくする以前と今後で、この使用料がどのくらい伸びがあるのか、ないのか。その辺、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、地番でございますが、現在町内さまざま再整備をすすめているところでございますが、いずれも地番そのものの合筆などをその都度行ってはおりませんで、もともとあった1番地という大きさの土地が前の施設でございまして、それが敷地面積として拡大しましたですから、この拡大したところの地番が新たに今回加えました6番、14番それから17番の1というようなことになってまいります。それから、そういった

ことで合筆はしないでそのまま土地の形状に合わせた地番で設置をさせていただくということですので、1つの施設がこの地番にまたがっているとご理解をいただきたいと思います。

それから、金額につきましては、従前平米あたり560円が765円になるというのは財産管理上のルールで、いわゆる施設整備にかかった金額を面積当たり、それから耐用年数などで割り戻して設定するわけでございますが、その決められたルール計算を行いますと約1.5倍近くに金額的には上がっているということでございます。これは、整備上の金額が高騰していることなどもございますので、これはやむを得ない事情でございます。

それから、会議室の部分につきましては、前にはなかった施設が新たにできたということで、料金の設定が加わるということでございます。

これらをトータルして、どれぐらいの金額に伸びが見込めるかということにつきましては、部分的に見れば事務室関係では先ほど言いました560円が760円相當に1.5倍程度伸びるという程度の金額でございます。これを見ますと大体事務室関係 6万2,000円と3万2,000円合わせて約10万円程度として見ても、年間120万円程度というような金額になります。以上です。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） もう少し正確にということがありまして、加えさせていただきます。

土地そのものが、県からお借りしてやっている土地ということになりますので、町のほうでこれを合わせて合筆ということは現実的にはできない土地ということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 県から借りて得た土地だということなんですかけれども、逆に県にお願いしたらいかがでしょうか。ずっとその施設が何十年続くわけですよね。ずっと、そうしたら借りていくわけですよね。県にお願いして、ここを合筆したいんですけどもいかがですかと、それを県にお願いして1番地だったら1番地にしていけばいいんではなかとうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 理論上、合筆できないかということを追求すれば、所有者が同じであれば可能なのかもしれませんけれども、ということと、それから、あえてどうしても合筆しなくてはいけないというような現実的な何か問題も発生してございませんので、県のほうからは現在の土地形状の中でお借りするという手続きをさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　ただいま、何の弊害もないということですけれども、だったらこれは住所地はどれで、1番でとっているんですか。またがって建てているもので、代表で住所をとっているのか、その辺の関連も出てくるんじゃないということですよ。そうした場合、合筆で全体が施設なので旭ヶ浦1番地というと市場全体がそうなるんですよ。ここだけが1番地、ここが16番地、どれを代表に今度は使うのというの、住所で使うのって。そこを言っているんです。

○議長（星 喜美男君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）　人が住んでいれば、代表的な地番で郵便物などの届け出先ということになろうかと思いますが。今回この施設の場合は、そういう意味で言えば1番地で、例えば表現していくようになろうかと思いますが、具体的な運用についてはこれから漁協さんの方へ相談しながら現実対応はしていこうと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君）　ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10　議案第79号　南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君）　日程第10、議案第79号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君）　提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました議案第79号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、町営伊里前復興住宅の字の区域の変更に伴う土地の登記が完了したことから、その位置について変更したいため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第79号の細部説明をさせていただきます。

議案書は27ページ、議案関係参考資料は55ページになります。

伊里前復興住宅につきましては、昨年の9月の定例会におきまして条例の改正を行い、条例に追加をさせていただいてございます。そのときの位置につきましては、55ページにございます現行の位置となってございます。その後、第10回、10月になりますけれども、臨時会におきまして、字の変更をお認めいただいているところでございます。この間、表示の登記の作業を進めてまいりまして、登記が完了したことから55ページにございます12筆にそれぞれ位置を決定したものでございます。

詳細を申し上げますと、325の3番地が集合住宅の部分になります。以下、ほかの12筆につきましては戸建ての部分、そのうち325番地の13が戸建の中にはあります通路部分でございます。よって、戸建ての部分は10筆ということでございます。

これによります入居者への影響でございますけれども、登記所との協議の中で地番が付与されることが決定をしたという段階で、入居者の皆様には見込み地番ということでお知らせを申し上げてございます。ですので、入居に伴いまして住所の変更が伴いますが、それにつきましては見込み地番、今回ご提案させていただいている地番でそれぞれ住所の変更をしていただいておりますので、特に今回の条例の改正によりまして入居者の皆様への影響はないものと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第80号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第80号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川市街地に整備中の町営志津川東復興住宅について、駐車場使用料の額及び保証金の免除の期間を定めたいため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第80号の細部説明をさせていただきます。改正点は2点でございます。

1点目が、保証金の納入期間の免除期間でございます。これまでどおり歳会計入居から、3会計年度に入居していただいた皆様の保証金の徴収を免除するという内容でございまして、期間が平成31年3月31日までになってございます。

それから、町営志津川東復興住宅の駐車料金でございます。月額1台当たり1,600円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

この駐車料なんですかけれども、1,600円なんですかけれども、入居して車を持っていない方もいらっしゃるわけですよね、入居するに当たって。家族ひとり暮らしであっても二人暮らし

であっても高齢者で運転免許もない。そうした場合、子供がたびたび返ってくる、誰かが来るというために駐車場を確保したいと。にもかかわらず、行くと車がないから駐車場は貸せない、そういう実態がありますけれども、その辺を今後どのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かに、そういうご要望はございます。ただ、規則上、実際に車を所有している方に限るという部分がございます。いずれ全部満杯になっているわけではございませんので、多分併沢住宅に行くとわかると思いますが、来客者用ということで既にそれぞれあいているスペースを一般の方にご提供しているという状況もございます。ただ、1,600円と言えども、そういう高齢の方であれば年金が主な収入源だと思います。やはりそこは、1,600円負担しても確保しておきたいという気持ちはよくわかるんですが、限られた収入の中で生活するわけですから、町としても1,600円を徴収して普段使わない駐車場をあけておくというのはなかなかいかがなものかと考えておりますので、ここはこれまでどおりさせていただきたいと考えています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1,600円払ってもいいから借りたい。今の答弁ですと、負担かけさせるから使用を不可能にしているような説明ですけれども、駐車料を払ってもいいから借りて、そこの番号を自分の家族それから来た人たちに「何番だよ」いうふうにしておきたいと、そういう声もあるんです。そういうことで、今後それら入っている人たち、お盆、正月だけではなくて、やはり高齢者になれば家族、親戚、見守りに行くわけですよ。そうすると、何番が自分のところだからって、その数字で使い勝手いいわけですよ。払わないんではないから、有料だから払っても借りたいという人たちはいますので、そういうことを考慮していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その気持ちはよくわかります。ただ、今度逆に、普段そこは空いているという状況になります。よくあるトラブルが、普段空いているので、勝手にとめられるという状況も十分、実際あるんですが、そういう状況も当然ありますので、余計なトラブルのもとになると考えてございます。駐車場は十分余裕があるぐらい確保してございますので、やはりそこは普段使わないそういう共有されるスペースの中にそれぞれ使っていただくのが一番いいかと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そう何件もないと思うんですよ、お金払ってまでそこを借りておきたい。

それだけの事情があるから借りたい、お金出しても借りたいと思うはずですから、そういう人のためにはやはり、ついの住みか、常に町長は言っていますけれども、ついの住みかになるはずですから。そういうところを、希望をかなえてやるというのも、一つの町としての方策だと思いますので、その決まりだからでなくて、全てがあかしておくというわけではないです、借りれば。誰か彼か見守りに行ってるので、そういうところも十分考慮していただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第81号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第81号字の区域の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号字の区域の変更についてを説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業志津川東団地の造成に伴い団地の外周を字外としたいため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、議案関係の参考資料をお開きください。

57ページから59ページ、3枚ものになってございますが、58ページの詳細の図面をごらんいただきたいと思います。

本案は、防集事業に伴います字の区域の変更ということでございます。現在、志津川東団地のうち北地区の宅地12区画が先行して管理をし、引き渡しをする手はずになっております。図面にあるとおり、一部の宅地と公園の部分が2つの字にまたがってございますので、図面に表示しておるとおり変更したいということでございます。沼田の100番地62、これを天王山100番地62と変更させていただきます。

なお、今後の予定でございますけれども、5月末までに登記を完了させまして6月には土地を引き渡したいと考えております。

以上、細部説明です。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第82号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、伊里前処理区の下水道災害復旧工事に係る工事請負契約について、南三陸町議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第82号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の60ページをお開き願います。

工事の概要でございますが、ただいま町長が提案理由をご説明しましたが、伊里前処理区内の下水道管の新設工事でございます。施工延長が516.9メートルで、污水管の布設のほか、マンホールの新設が19カ所、マンホールポンプを1カ所整備するものでございます。

入札の状況、結果については、記載のとおりでございまして、工事期間は29年1月31日までとしております。

61ページに位置図を添付してございますが、工事の場所につきましては、伊里前小学校の登校坂上部を起点といたしまして、新設予定の商店街北側の町道B R T 歌津駅を経由して、町道石泉線とJRのボックスが交差する部分が終点となってございます。終点部には、マンホールポンプを設置いたしまして、処理区域内の全ての汚水をここに集積する形で、歌津浄化センターまで圧送する計画でございます。

62ページには、仮契約書を添付しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第83号 業務委託契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第83号業務委託契約の締結についてを議題といたします

す。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内で施工中の大森橋区間の河川整備工事について早期完成を図るため、宮城県と本町において工事の受委託に関する協議を行い、町が河川整備工事の一部についてこれを受託する内容で協定を締結いたしましたので、今回志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業を委託しております独立行政法人都市再生機構宮城福島震災復興支援本部との随意契約により、業務委託契約を締結したいので、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田 満男君） それでは、議案第83号業務委託契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料63ページをお開き願います。

業務委託の名称といたしまして、2級河川新井田川水系新井田川河川整備事業にかかる業務委託契約でございます。

業務場所につきましては、南三陸町志津川地内、現在国道45号より志津川漁港側へ抜ける大森迂回路がございますが、その大森迂回路を志津川漁港方面に走っていただきますと、新井田川を渡るために東橋というものがございます。その東橋の直下流に大森橋を、現在下部工を整備しておりますので、その東橋の直下流が委託場所でございます。

業務委託概要としまして、新井田川左岸施工延長80メートル、盛り土工2万4,400立米、架設工一式でございます。

町で施工している土地区画整理事業の中では、区画道路の施工に伴って新井田川を渡るために何本かの橋梁を架設する計画がございます。その1本がこの（仮称）大森橋でございます

が、通常管理者が違うもの同士で施工する場合、橋梁は町、河川整備は県土木ということで、施工業者が複数となって、施工調整を行いながら、またふくそうしながら施工しなければならず、工事安全のリスクが上がったり、施工時間が多くなったりとデメリットの発生が予見されます。このため、宮城県と南三陸町において工事の早期完成や安全を図るため、工事受委託に関する協議を行い、町が河川整備を受託する内容で協定を締結することとしたことにより、現在志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業を受託している独立行政法人都市再生機構を相手方としまして業務委託契約を締結したいものでございます。

なお、河川整備で必要な事業費につきましては、宮城県より受託金としていただきますので、町負担はございません。

議案関係参考資料65ページをお開き願います。

位置図を添付しております、赤く着色している区間が業務委託箇所でございます。

次ページの66ページをごらん願います。

橋梁一般図を添付してございますが、赤く着色している断面部分が業務委託部分ということになってございます。

次ページの67ページには、業務委託の仮契約書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

関連でお伺いいたしますけれども、これは今お伺いしますと、川の工事ということなんですが、今非常に朝の通勤ラッシュでベイサイドまでの下り線がかなりのキロ数、2キロぐらい、3キロぐらい渋滞になっているのが現状でございます。それを回避するために大森のほうの、位置で言いますと、ここから下がる、団地から下がる道路が半分できているようなんですけれども、それを大森のほうから、大森線にぶつける方法がとられると渋滞が緩和されるのかなという思いがするんですけども、その辺の関連でお伺いしますけれども、そういうことが可能なのかどうか。どの辺までの工事を今後、そこがつながるのに、いつごろの時期までこういう状態が続くのか。かなりの時間、皆費やして、支援の人たちはもう7時にはここに来ているような状態、そのラッシュをはずれるために、かなり早く職員の人たち

が来ているようなんですか。その緩和策があればお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田 満男君） 役場のすぐ下の道路を、交通渋滞の緩和に利用できないかということでございますが、今、この役場から見えるところの道路につきましては、高台避難道路という位置づけで整備してございます。この整備につきましては、見ていただくとわかるんですけれども、まだ土が見えているような状態で、擁壁も今積んでございます。それで道路の形態にするにはもうちょっと時間がかかるかなと考えております。それと、この役場のほうから下のほうにずっと降りていくと、新井田川を越えるような形で、新井田川を越えてから今度国道45号にタッチさせるというような道路でございますが、新井田川から国道45号までの埋め立てに関しましては、今そのすぐ上流側でウジエさんの盛り土を6月から施工する予定でございますので、そのために河川を切り回します。この河川の切り回しの関係で、新井田川から国道45号までの盛り土の関係が、今の工程でいきますと一番最後の工程になってくるのかなと考えてございますので、なかなかこの避難道路を利用して、渋滞緩和に利用したいとは思っているんですけれども、工程上どうしても一番最後に国道45号にタッチするような形になりますので、この避難道路はなかなか使えないのかなと考えてございますが、平成28年12月には中央団地の最後の防集団地の引き渡しを予定してございます。それに合わせまして、志津川中学校の志中大橋のところから、中央団地を抜けて国道45号にタッチする連絡道路ですか、それも高台の防集団地の整備とあわせて供用したいと考えてございますので、それまでの間、まだ今の状態が続きますけれども、少しでも早くいろいろな抜け道といいますか、そういう道路を整備していきたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、今、大森のこの避難道路よりも先に、その中央団地から新井田に抜けるほうが先に整備ができるということで、それがいつごろになりますか。渋滞がこれまで続くわけですよね。（「12月」の声あり） そうすると、12月までは今のような渋滞がどうしても続かざるを得ないという状況下でよろしいですね。了解しました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第84号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第84号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川東第二街区地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷 克吉君） それでは、議案第84号の細部説明をさせていただきます。議案書33ページに記載のとおり、本議案につきましては、志津川東地区第二街区に整備をしております戸建ての災害公営住宅について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの買い取り価格を減額変更するものでございます。金額は、542万1,600円を減額し、2億8,013万400円とするものでございます。

志津川東第二地区の戸建て災害公営住宅につきましては、昨年の6月の定例会におきまして取得についてのご決定をいただき整備をしてまいりました。今月完成の予定で、今回事業費を最終精査し、減額となるものでございます。

議案関係参考資料の68ページに、事業概要を記載してございます。戸建ての住宅、木造2階建てを12棟、平屋2棟合わせて14棟を整備したものでございます。入居につきましては、第1街区の集合住宅とあわせまして、7月1日を予定してございます。

変更の主な要因につきましては、69ページに内訳を載せてございます。地盤改良工事の取りやめや、アンテナの工事の変更その他仕様の変更などによる減額が主なものでございます。  
70ページから74ページに、配置図、平面図等を添付してございますが、参考までにご覧いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
(「なし」の声あり) ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして……何か、小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 済みません、確認したいことがあったので（「そいづ、終わってからでも」の声あり）議案のことなんですけれども。（「議案だって、審議終わっているもの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 会議終わってから、後で確認してください。

これをもちまして平成28年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時19分 閉会